

2014年7月30日

株式会社A I Z E N

代表取締役 大谷 勝美 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033大阪市中央区石町一丁目1-1

天満橋千代田ビル2号館

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: <http://www.kc-s.or.jp>

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（消費者団体訴訟制度については同封の消費者庁のパンフレット、組織概要についてはホームページをご参照ください）。

一般消費者からの情報提供をきっかけとして、当団体は、貴社が運営されている結婚相手紹介サービスに関して検討を始めたところ、貴社の使用されている契約書・約款は、消費者契約法及び特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」といいます）等に照らして、疑義があるのではないかとの結論に至りました。

そこで、貴社におかれましては、貴社が運営される結婚相手紹介サービスについての最新の契約書や特定商取引法に基づく概要書面と締結時書面、パンフレット等契約者に配布するもの（以下、契約書等といいます）を、2014年8月29日までに、当団体事務局宛に送付いただきますようお願いいたします（なお、貴社は、結婚相手紹介サービスに関して複数のコースを運営されていると認識しておりますが、対象となる契約・コースを特定するため、全てのコースの契約書等をご送付ください）。

今後、貴社より契約書等のご提供がない場合は、現時点における当団体の認識に基づく疑問点・問題点等を問い合わせいたします。

また、この場合、当団体は、貴社との交渉経緯等を勘案の上、公開にて（当団体ホームページ等への掲載を含みます）不当条項の使用の停止などの「申入れ」をさせて

いただく場合があります（この場合には、貴社から契約書等の提供・開示がなされなかったことも、併せて公開することになります）ので、予めご承知おきください（なお、当団体の活動方針については、詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をご参照ください）。

以上